

尾張旭市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和6年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

工事監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（工事監査）

2 監査の対象

(1) 工事名

雨水整備工事（市道三郷北山2号線）

(2) 工事場所

尾張旭市南原山町石原地内外

(3) 請負金額

109,780,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,980,000円）

(4) 工事請負業者

NDS株式会社

(5) 設計及び工事監理

ア 設計 株式会社中部テック

イ 工事監理 都市整備部都市整備課

(6) 工期

令和5年8月29日から令和6年3月26日まで

(7) 工事概要

本工事区間の上流部において、大雨により道路冠水が発生している。

道路冠水発生は、本工事区間の既設雨水排水施設の能力不足が原因となっているため、本市の「雨水管理総合計画」に基づき、雨水排水施設の能力を向上させることにより、大雨に対する地域の安全性を向上させることを目的とし、整備を行っている。

工事施工延長 L=156m

ボックスカルバート据付工(□1400×1400) L=153.4m

ボックスカルバート据付工(□1000×1000) L= 2.4m

(8) 進捗状況（令和6年1月末日現在）

計画出来高 47.9% 実施出来高 29.3%

3 監査対象課

都市整備部都市整備課

4 監査の期間

令和5年12月15日から令和6年2月6日まで

5 監査方法

本監査は、技術的観点からの監査を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、当該工事の執行に係る設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受けて行った。

6 監査結果

工事の施工は、おおむね適正に処理されていると認められたが、進行中の工事に関する監査であることを考慮して実地調査後に口頭で説明したとおり、次の留意事項及び要望事項が挙げられるので、参考とされたい。

(1) 書類について

ア 尾張旭市公共工事請負契約約款第57条（火災保険等）により、受注者が、火災保険、建設工事保険その他の保険に付し、保険契約を締結したときは発注者にその証券等を「提示」しなければならないが、火災保険、建設工事保険その他の保険以外の保険に付したときはその旨を「通知」しなければならないとしているが、付した保険証券等の控えを提出させる方が、リスク管理として望ましい。

イ 施工計画書における「緊急時の体制及び対応」に大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時の現場作業中止基準の数値を明確に示し、その後の体制、避難等の場所も追記させることが望ましい。また、訓練（テスト）を行い、有効性を確認するよう請負業者への指導が必要である。

ウ 施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出されていたが、下請業者への注文書又は請書等において、「法定福利費」が項目として計上されているかの記載も併せて請負業者へ確認、指導が必要である。

(2) 安全管理について

ボックスカルバート据え付け時は、切梁の盛替えが必要となる。簡易土留めの根入れが十分でない場合、盛替え時に土留めの崩壊が懸念されるので、切梁盛替え手順を作業員に周知徹底させ、安全管理に努めるよう請負業者への指導が必要である。

(3) 現場施工状況について

ア 現場掲示の「労災保険関係成立票」の「保険関係成立年月日」に、工期が記載されていたが、正しくは、会社設立時に会社が保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日又は毎年の更新日を記載することとなっている。

イ 重機（バックホウ、ローラー）等取扱者名表示及び点検記録を記入する必要がある。

ウ 中電管 4 条が現在の掘削断面内に縦に敷設されていた。材料、締固め等を検討の上、十分な充填埋め戻しが必要である。

(4) 技術監査全般について

本工事の各種提出書類及び施工計画は、適切に作成されており、現場代理人、監督職員の指示に基づく「提出確認チェック」を通じて、適切な指導がなされていた。

現場での施工管理は、工事目的物の品質に大きく影響する。

本体工事箇所は、道幅も狭く、住宅と隣接しているため、周辺住民等への影響を緩和するために代替駐車場の手当等の対応が行われていたところであるが、引き続き、第三者（歩行者等）への配慮を怠らず、無事故、無災害を期して安全管理の徹底を図ることを要望する。